



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩沙 弘道
(コード番号 8801 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員広報部長 齋藤敬義
(TEL. 03-3246-3155)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、つぎのとおり変更いたしたいと存じます。
 - (ア) 定款第 4 条として株主総会および取締役以外の機関に関する規定を新設するものであります。
 - (イ) 定款第 8 条として株券の発行に関する規定を新設するものであります。
 - (ウ) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、定款第 10 条として単元未満株式についての権利の制限に関する規定を新設するものであります。
 - (エ) 株主総会の円滑な運営を図るため、現行定款第 14 条に代理人の数を 1 名と定めるものであります。
 - (オ) インターネットの普及を考慮し、定款第 19 条として株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。
 - (カ) 取締役会の機動的な運営を図るため、定款第 24 条として取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。
 - (キ) 常勤の監査役の選定方法が変更されたことに伴い、現行定款第 30 条第 2 項に定める常任監査役の選定を監査役会の決議に変更するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、現行定款第 4 条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

- (3) 取締役会および監査役会の機動的な運営を図るため、現行定款第 21 条および現行定款第 28 条に、招集手続の期間短縮および省略に関する規定を追加するものであります。
- (4) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条および定款第 36 条として、会社に対する損害賠償責任を取締役会の決議をもって法令に定める範囲内で免除できる旨の規定、社外取締役および社外監査役と、会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を、それぞれ新設するものであります。
- なお、取締役会の決議による取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) その他全般にわたり、(1)記載の各法令の規定に沿った用語および引用条文の変更のほか、定款に規定すべき事項の見直しに伴う一部条文の削除、必要と認められる字句表現の変更、構成の整理および条数の変更など所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(機 関)</u> 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、32億9,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、32億9,000万株とする。

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得) <u>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) <u>第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行) <u>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(1単元の株式の数) <u>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> (新 設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し) <u>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し) <u>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使しうる株主をもって、同年の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、必要のある場合には、あらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 <u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱については、本定款に定めるところのほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要の場合に随時、これを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>取締役会の決議により、社長がこれを招集する。社長を置かないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 14 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長を置かないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によって、これを決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって、これを決する。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長を置かないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事については、<u>議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名調印のうえ、これを当会社に保存する。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第 18 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長を置かないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 19 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p>

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 <u>取締役を選任する株主総会には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、取締役をもって構成し、当会社の業務執行を決定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日より2日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。</u></p> <p>3 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数によって、これを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会に関しては、法令又は定款に定めるところのほか、取締役会の定めるところによる。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役若干名を定める。 2 取締役会の決議により、会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬は、株主総会において、これを定める。取締役であった者に退職慰労金を贈呈しようとする場合も同様とする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 26 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(員 数) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(員 数) 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法) 第 26 条 監査役を選任する株主総会には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>(選任方法) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任 期) 第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任 期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(監査役会)</p>	<p>(監査役会)</p>
<p>第 28 条 監査役会の招集通知は、会日より 2 日前までに各監査役に発するものとする。</p>	<p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>2 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数によって、これを決する。</u></p>	<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(監査役会規則)</p>
<p>第 29 条 <u>監査役会に関しては、法令又は定款の定めるところのほか、監査役会の定めるところによる。</u></p>	<p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p>	<p>(常勤の監査役および常任監査役)</p>
<p>第 30 条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>2 <u>監査役の互選により、常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>2 <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役の報酬は、株主総会において、これを定める。監査役であった者に退職慰労金を贈呈しようとする場合も同様とする。</u></p>	<p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>
	<p>第 36 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(決算期日) 第 32 条 当社の決算期日は、<u>毎年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(利益配当) 第 33 条 当社の株主配当金は、<u>毎決算期日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 34 条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(株主配当金等の除斥期間) 第 35 条 株主配当金及び中間配当金は、<u>支払確定の日から 5 年を経過したときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 37 条 当社の事業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第 39 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 40 条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上